

大阪府知的財産戦略指針 改定の概要

知的財産とは...発明や考案、意匠、著作物、商標、営業秘密（ノウハウ）等であり、事業展開や技術内容によって様々な戦略を構築し、付加価値や競争力を高めるもの。（知的財産基本法第二条第一項参照）
 知的財産戦略とは...最適な知的財産の生み出し方・守り方・活かし方。

知的財産を取り巻く主な環境変化

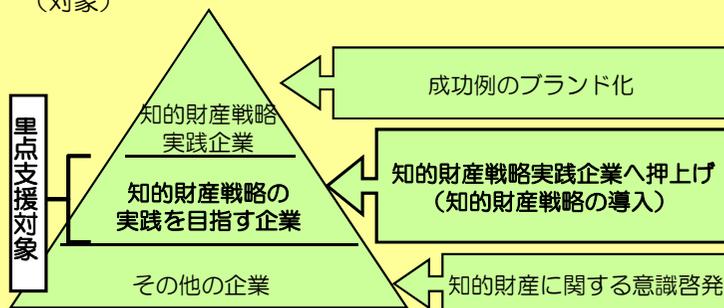
- ・アジア諸国の著しい経済の台頭、経済のグローバル化、オープン・イノベーションの進展、知的財産情報のデジタル化・ネットワーク化などによる「知的財産を活用した競争力の強化」と「権利侵害の防止」の必要性

大阪府の取組み方針

- 「将来ビジョン大阪」平成20年策定
 - ・世界をリードする大阪産業（がんばる大阪の中小企業応援戦略）
- ・大阪府知的財産戦略指針（H16策定）の見直し

大阪府知的財産戦略指針（新しい指針）

- **ミッション**：知的財産戦略を実践して、競争力を強化する企業を増やす（目標）
 （目標） 増やす（=ナンバーワン・オンリーワン企業の創出）
- **ターゲット**：下図のとおりターゲットを明確化（対象）



※重点支援対象の例示

- ・開発型企業、マーケティング型・ライセンス型企業など
- ・新エネルギー、バイオ産業分野など

- **メソッド**：MOB I O（「ものづくりビジネスセンター大阪」）を（手法） 拠点に知的財産支援機関との連携・ネットワークを構築

戦 略	戦 術
知的財産の創造	産学官連携による研究開発 府立産業技術総合研究所等による技術開発支援 知的財産に関する情報提供、相談機能の充実
知的財産の保護	関係機関との連携による知的財産の適切な保護の促進 知的財産に関する情報提供、相談機能の充実
知的財産の活用	産学官連携による技術移転の促進 知的財産の活用機会の提供等 知的財産に関する情報提供、相談機能の充実
人材育成と企業意識の啓発	知的財産活用実践例の普及啓発 知的財産の創造・保護・活用に携わる人材の育成 知的財産に関する情報提供、相談機能の充実

本指針の推進体制

- ・中小企業ニーズの把握と適宜適切な見直しの実施
- ・事業を体系的にまとめた施策集を毎年度、作成・活用